

羽生市環境保全型農業推進事業補助金

この事業は、本市における環境にやさしい農業の普及を図るため、減農薬・減化学肥料など環境負荷の軽減に配慮した農業の取組に要する経費を補助します！

補助対象	対象者：市内に居住する認定農業者または認定新規就農者 で市税の滞納がないもの 対象地域：市内のほ場
-------------	---

補助内容	<ol style="list-style-type: none">緑肥作物等利用促進事業<ol style="list-style-type: none">①緑肥作物②対抗性植物③天敵温存植物④深根性植物生分解性マルチフィルム利用促進事業土壌診断費用助成事業特別栽培農産物普及推進事業販路支援事業有機JAS認定取得推進事業実証ほ推進事業 <p>※詳しくは裏面をご覧ください。</p>
-------------	---

申請期間：令和6年2月29日（木）まで

ただし、実証ほ推進事業は令和5年5月31日（水）まで

※予算がなくなり次第、終了



事業を実施した後は申請できません。事業を実施する前に申請してください。

予算に限りがあります。予算がなくなり次第、補助金の受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

申請窓口：羽生市農政課 ☎048-561-1121

事業		目的	補助対象経費	補助額
1	緑肥作物利用促進事業	植物がもつ特性を利用することにより、防虫対策や土壌回復などを行い、農薬・化学肥料の使用低減を図る	下記の購入経費 ①緑肥作物（クリムソクローバ、レンゲ、ヘアリーベッチなど） ②対抗性植物（クロタラリア、マリーゴールドなど） ③天敵温存植物（シロクローバ、ソルガムなど） ④深根性植物（セスバニアなど） ※農作物を作付けする農地で使用するものに限る 保全、景観用は不可	1/2 補助 上限 20,000 円
2	生分解性マルチ利用促進事業	廃プラスチック類の排出削減を図る	生分解性マルチフィルムの購入費 ただし、グリーンプラ認定のものに限る。	1/2 補助 上限 20,000 円
3	土壌診断費用助成事業	土壌の養分量を把握し、施肥量の適正化を図る	土壌診断費用	1/2 補助 上限10,000 円
4	特別栽培農産物普及促進事業	安心できる農産物を提供するとともに、環境にやさしい農業を推進する	特別栽培農産物の認証を受けた米または野菜の栽培にかかる費用	・米 2,000 円/10a ・野菜 5,000 円/10a
5	販路支援事業	安心できる農産物を給食に提供するとともに、販路を支援する	有機 JAS、特別栽培農産物、S-GAPのいずれかの認証を受けた農産物を、羽生市給食センターに出荷した場合、出荷額に上乗せ補助	有機JAS:出荷額の 2 割 特別栽培農産物:出荷額の2割 S-GAP:出荷額の 1 割
6	有機 JAS 認証取得費用	有機農業、環境にやさしい農業を推進する	①有機 JAS 認定取得に要する経費 ②環境保全型農業の技術研修に要する経費	①1/2 補助 上限 30,000 円 ②1/2 補助 上限 10,000 円
7	実証ほ推進事業	有機農業や環境にやさしい農業に取り組むために必要な技術を検証する	化学肥料や農薬の使用量を慣行栽培より <u>3割以上</u> 低減させるための実証にかかる費用 条件:3 年間実施すること 実証結果を毎年報告すること これまでに実証事業内容に取り組んだことがないこと	米麦 20,000 円/10a 野菜 40,000 円/10a どちらも上限 100,000 円/年 年間 3 件まで採択